

入札時の注意点

【重要】不適法な入札が増えていますので、必ず下記をお読みください。

入札時に入札書ごとに次の各書面を提出する必要があります。

- 1 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- 2 住民票（入札人が個人の場合）又は資格証明書（入札人が法人の場合）
- 3 宅地建物取引業の免許証の写し（入札人が宅地建物取引業者の場合）

◆ 上記 1 及び 2 の各書面は、入札時に提出がないと無効になります。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

◆ 入札書及び上記 1 の書面の書式は、B・I・Tサイトのトップ画面の右にある「ダウンロード」からダウンロードすることができるほか、当庁の執行官室で配布を受けられます。各書面の記入方法は、各書面の注意書欄に記載されていますので、よくお読みください。

入札時に提出する暴力団員等に該当しない旨の陳述書の「陳述」欄「自己の計算において・・・ありません。」ののチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。

チェックを入れた場合には、陳述書の注意書 9 を参照の上、必ず別紙も添付してください。

◆ その他入札に関してご不明な点は、当庁の執行官室にお問合せください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 4月 3日

宇都宮地方裁判所大田原支部執行係

裁判所書記官 三 輪 充 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 5月14日 午前 8時30分から 令和 8年 5月21日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 5月28日 午前11時00分 場 所 宇都宮地方裁判所大田原支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月17日 午前10時00分 場 所 宇都宮地方裁判所大田原支部執行係
特別売却 実施期間	令和 8年 5月29日 午前10時00分から 令和 8年 6月 2日 午後 3時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月 3日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

1 所 在 那須塩原市東原字天蚕場

地 番 5番8

地 目 山林

地 積 272平方メートル

(現況)

地 目 宅地

所有者 A

2 所 在 那須塩原市東原字天蚕場5番地8

家屋 番号 5番8

種 類 店舗・事務所

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建

床 面 積 1階 80.00平方メートル
2階 88.00平方メートル

所有者 株式会社人見ホールディングス

物 件 明 細 書

令和 8年 3月 2日

宇都宮地方裁判所大田原支部執行係

裁判所書記官 福 田 栄 司

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

株式会社人見ホールディングスが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。

物 件 目 録

1 所 在 那須塩原市東原字天蚕場

地 番 5番8

地 目 山林

地 積 272平方メートル

(現況)

地 目 宅地

所有者 A

2 所 在 那須塩原市東原字天蚕場5番地8

家屋 番号 5番8

種 類 店舗・事務所

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建

床 面 積 1階 80.00平方メートル

2階 88.00平方メートル

所有者 株式会社人見ホールディングス

令和7年(ケ)第22号
令和7年8月21日受理
令和7年9月16日提出

現況調査報告書

宇都宮地方裁判所大田原支部
執行官 小堀尊久

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 那須塩原市東原字天蚕場
地 番 5番8
地 目 山林
地 積 272平方メートル
所有者 A
- 2 所 在 那須塩原市東原字天蚕場5番地8
家屋 番号 5番8
種 類 店舗・事務所
構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 80.00平方メートル
2階 88.00平方メートル
所有者 株式会社人見ホールディングス

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	栃木県那須塩原市東原5番地8
土 地	物件1
現況地目	■宅地(物件1) □公衆用道路(物件) □ (物件)
形 状	■公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	□土地所有者 ■その他の者(株式会社人見ホールディングス) 上記の者が本土地北側部分に下記建物を所有し占有しているほか、南側部分を駐車場として使用し占有している。 ■「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	本件土地にはガス収納庫が存在する。
建 物	物件2
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点異なる(□主である建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者() 建物所有者が、本建物1階部分をコインランドリーとして使用し、本建物2階部分を空き事務所として管理占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 □ある 保管開始日 令和 [年 月 日
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原 (物件1関係)	
占有範囲	■全部 <input type="checkbox"/>
占有者	■債務者 (株式会社人見ホールディングス) <input type="checkbox"/>
占有状況	■敷地 (北側部分) ■駐車場 (南側部分) <input type="checkbox"/> □居宅 □事務所 □店舗 □倉庫 □
■関係人(■B (占有者代表者) ■A (所有者))の陳述/□提示文書()の要旨	
占有権原	□賃借権 ■使用借権 <input type="checkbox"/>
占有開始時期	令和 5年ころ
最初の契約日	令和 5年ころ
契約等期間	令和 5年ころから <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし
更新の種別	□合意更新 □自動更新 □法定更新
現在の契約等期間	令和 5年ころ から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし
契約等貸主	■所有者 (A) □その他の者 ()
当事者借主	■占有者 (株式会社人見ホールディングス) □その他の者 ()
賃料・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払) □前払 (分 円) □相殺 (分 円)
敷金・保証金	□ない □ある (□敷金 円 □保証金 円)
特約等	□譲渡・転貸を認める <input type="checkbox"/>
その他	
執行官の意見	■上記のとおり ■下記のとおり □「執行官の意見」のとおり
関係人の陳述、物件1の所有者Aと物件2の所有者代表者Bの身分関係から、土地の使用権原を使用借権と認めた。	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (物件2所有者株式会社 人見ホールディングス代 表者)	1 私は物件2所有者代表者です。 2 物件1は私の父Aが所有しています。 3 物件2の1階部分は当社がコインランドリーを経営しています。2階部分 は以前株式会社ファーストインターフェースに賃貸していましたが、現在契 約は終了しており、若干の動産が残置された空き事務所の状態で管理占有し ています。 4 物件2の敷地等として物件1を使用するに当たって、以前は当社とAとの 間で賃貸借契約を交わして金銭の授受がありましたが、現在は諸事情により 地代の授受がない状態になっています。
■ 債権者社員	1 当社が把握している情報によれば、物件1の所有者Aさんは、物件2の所 有者代表者Bさんの父親です。 2 物件2の2階部分は賃貸物件であると把握しています。誰が入居している かについては把握していません。
■ A (物件1所有者)	1 私は物件1の所有者です。 2 物件2の敷地等として物件1を使用するにあたり、当初は私と人見ホール ディングスとの間で賃貸借契約に基づき地代の授受が行われていましたが、 諸事情により約2年位前から無償での使用を認めています。なお、同社代表 者Bは私の子であるため、現在は地代の授受がないことについても承知の上 で使用させています。 3 物件2は以前事務所として私の娘が経営する会社に賃貸されていまし ましたが、現在は若干の動産が残置された空き事務所の状態になっています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

執行官の意見

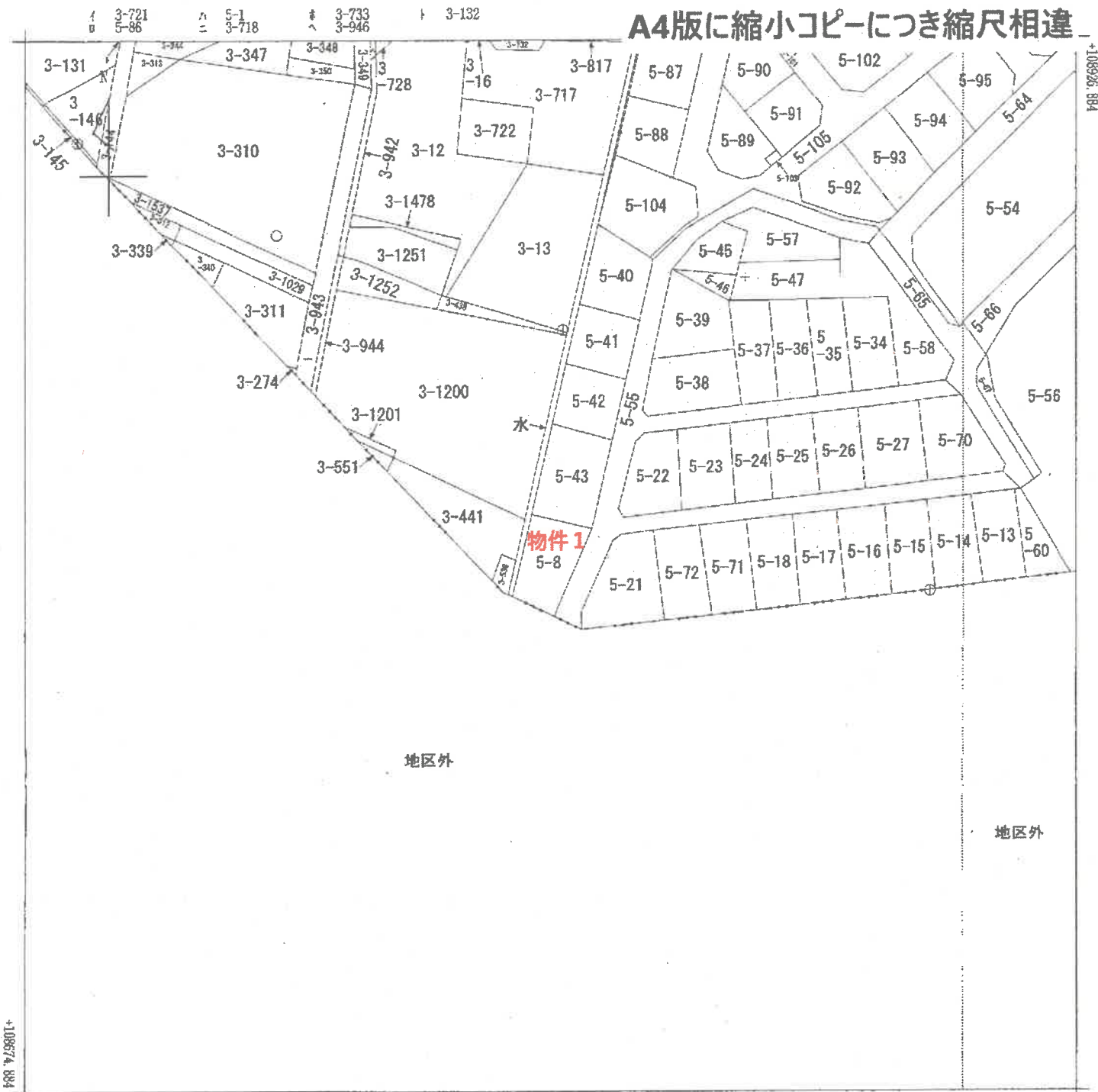
- 1 現況及び前記関係人の陳述等から本件各物件の占有状況を2枚目のとおり認めた。
- 2 本件土地は株式会社人見ホールディングスが使用借権に基づき北側部分を本件建物の敷地として、南側部分を駐車場として、それぞれ使用し、本件建物の1階部分については同社がコインランドリーを営しており、2階部分については同社が空き事務所として管理占有している。なお、本件建物の2階は以前株式会社ファーストインターフェースに賃貸していたということであるが、関係人の陳述及び建物内の状況から、既に占有を離脱しているものと認めた。
- 3 本件土地の南側は幅員約9.5mの舗装県道が接面しており、当該県道は建築基準法42条1項1号に該当する。また、東側は幅員約4.5m舗装道路（所有者は黒磯市であるが市道認定されていない）が接面しており、当該道路は建築基準法42条1項3号（既存道路）に該当する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年8月25日 (月) 9:00-9:05	宇都宮地方法務局	登記関係資料申請 (本件土地の地籍測量図が存在しないことを確認)
R7年8月26日 (火) 9:00-9:10	物件所在地	外観調査、外観写真撮影 事務連絡文書差し置き
R7年8月26日 (火) 10:30-10:45	那須塩原市役所西那須野支所	地番図、間取図取得 道路関係調査
R7年9月4日 (木)	A、B宅	Aの妻に、A及びBに対する物件の使用状況等に関する照会書交付。
R7年9月5日 (金)	当庁 (電話)	Bから電話、占有関係調査、調査期日調整
R7年9月12日 (金) 11:30-12:00	物件所在地	A立会のうえ、物件に立入調査。評価人同行。
年 月 日 () : - :		
(特記事項) <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 <input type="checkbox"/>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

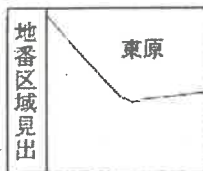
A4版に縮小コピーにつき縮尺相違



+17485.057 (座標補正種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	那須塩原市東原字天蚕場			地番	5番8		
出力縮尺	1/1000	精度区分	座標系又は記号	IX	分類	地図に準ずる図面	種類	地籍図
作成年月日	昭和40年2月			備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方法務局大田原支局管轄)

令和7年6月17日

さいたま地方法務局

請求番号：32-1

登記官

(7 枚目)



那須塩原市地番図

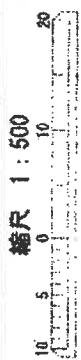
A4版に縮小コピーにつき縮尺相違

固定資産税
課税資料



物件 1

(8 枚目)



この図面は実測して作成したものではありません。

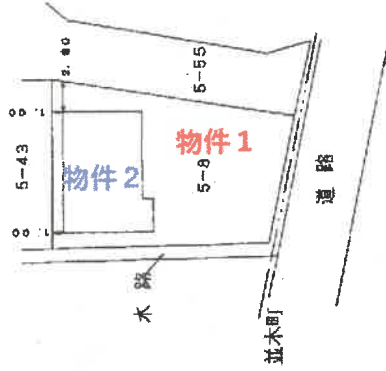
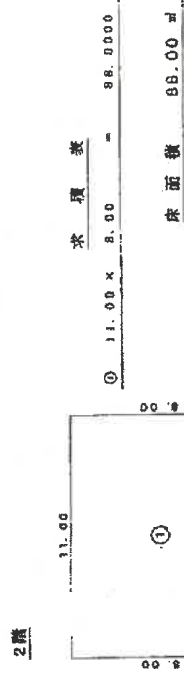
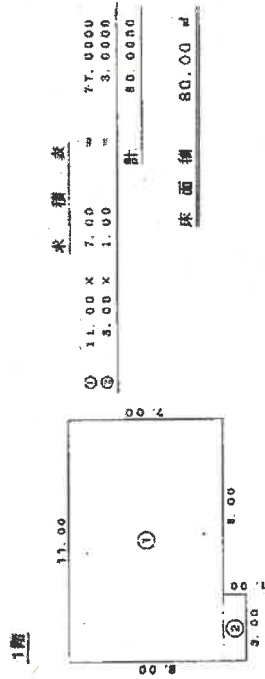
登記年月日：令和1年9月19日

建物図面

各階平面図

家屋番号 5番8

建物の所在 那須塩原市東原字天臺場5番地8



作成者

9月17日作成
縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方支庁 大田原支庁 管轄)

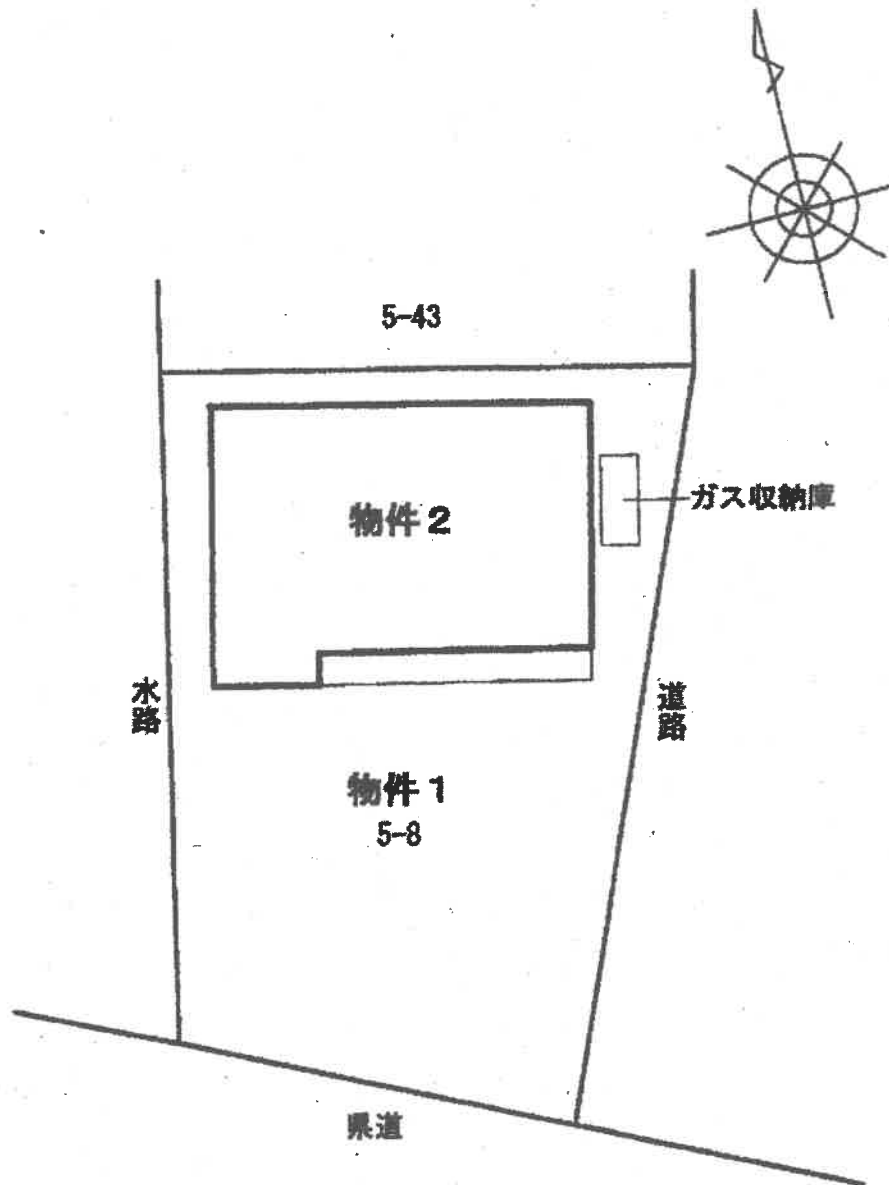
令和7年6月17日

さいたま地方支庁 管轄

(9 枚目)

土地建物位置関係図

物件 1, 2



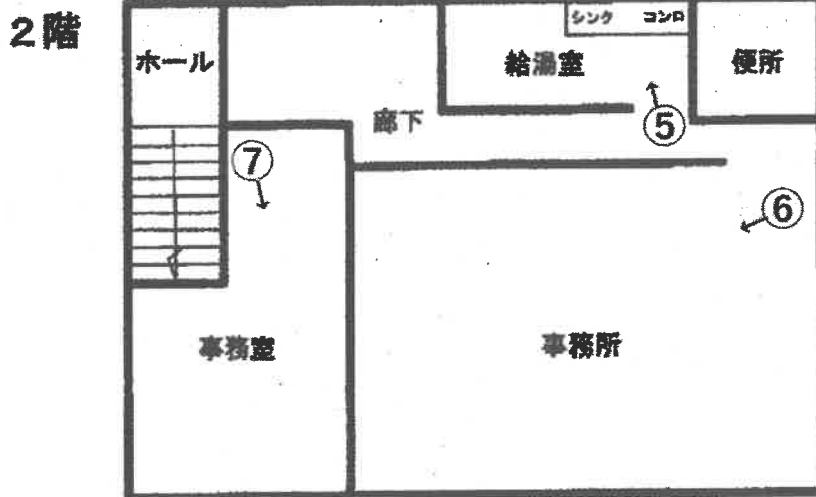
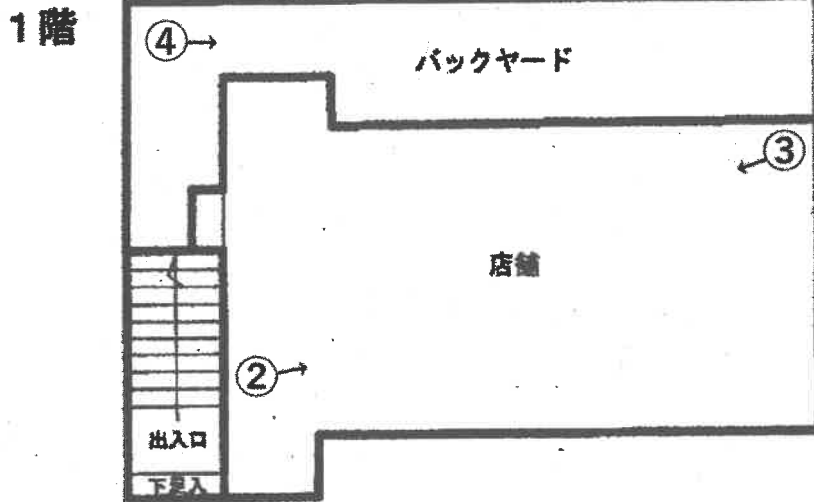
①

※ ♂ は、凡その写真撮影位置・方向を示す。

※本図は、概略の参考図であり、正確な形状・面積等を表すものではない。

間取図

物件 2



※ ① は、凡その写真撮影位置・方向を示す。
※本図は、概略の参考図であり、正確な形状・面積等を表すものではない。

写真1



写真2 (1階コインランドリー)



写真3 (1階コインランドリー)



写真4 (1階バックヤード)



写真5 (2階事務所流し台)



写真6 (2階事務所東側)



写真7 (2階事務所西側)



令和 7年 (ケ) 第 22号
令和 7年 7月30日 受 命
令和 7年 9月12日 現地調査
令和 7年 9月17日 評 価
令和 7年 9月19日 提 出

宇都宮地方裁判所大田原支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
相 馬 明 利

第1 評価額

一 括 価 格	
金 13,036,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 3,531,000円
物件2 (建物)	金 9,505,000円

- ① 一括価格は、物件1,2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、法定の手続がとられた場合を除き事前に物件に立ち入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	那須塩原市東原字天蚕場 5番8 山林 272m ²	宅地
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	那須塩原市東原字天蚕場5番 地8 5番8 店舗・事務所 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2 階建 1階 80.00m ² 2階 88.00m ²	

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	物件1 JR宇都宮線「黒磯」駅北西方直線距離約2.8km	
付近の状況	付近はJR黒磯駅の北西方にやや離れた県道沿線に事業所・店舗・住宅及び空地等が混在する路線商業地域に位置している。北側は新興の分譲住宅地域が広がり、東方には、ブリジストン那須工場が所在している。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制	非線引都市計画区域 準住居地域 指定 60% 指定 200% なし
画地条件	物件1 地積 : 272m ² 規模 : ほぼ標準的 間口 : 約11.0m 奥行 : 約21.0m 形状 : ほぼ整形 地勢 : ほぼ平坦 高低差 : 接面道路と等高 接面道路との関係 : 角地	
接面道路の状況	物件1 南約9.5m舗装県道(建築基準法第42条第1項第1号道路に該当) 東約4.5m舗装道路(建築基準法第42条第1項第3号道路に該当)	
土地の利用状況等	物件2の建物の敷地として利用されている。土地利用権は使用借権で、西側は水路を挟んで空地となり、その他周辺は事業所・住宅等が見られる。	
供給処理施設	物件1 上水道 : あり 都市ガス : なし 下水道 : あり (注) 供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)がとおっており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役所等での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染の可能性の調査	土壌汚染の可能性について調査したところ、有害物質使用特定施設の届出は無く、宅地以前は山林であったと推定される。なお、コインランドリーは、特定施設に該当しない。	

特 記 事 項	埋蔵文化財包蔵地の指定なし。
---------	----------------

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 令和元年 9月17日新築 経過年数 約6年 経済的残存耐用年数 約28.0年
仕様	構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2階建 屋根 亜鉛メッキ鋼板 外壁 サイディングパネル 内壁 クロス貼・ケイカル下地板 天井 クロス貼・化粧石膏ボード 床 長尺シート 設備 洗濯機・乾燥機等
床面積（現況）	第3項目的物件欄記載のとおり
現況用途等	階層 地上2階建 現況用途 店舗・事務所 間取り 建物間取図参照
品等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特記事項	コインランドリー(コインオペレーションクリーニング営業施設) 備付けの洗濯機・乾燥機等は、当施設に不可欠な設備であるため、主たる建物の従物と見做し、別途評価しない。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

物件1の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	23,600	0.97	272	1.00	6,227,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価調査 那須塩原(県)5-9

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $28,700\text{円}/\text{㎡} \times 99.5/100 \times 100/100 \times 100/121 = 23,600\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：年率-2.00%を補正

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：+121

イ 個別格差：角地+2 形状▲2 間口・奥行の関係▲3

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：必要なし

② 物件2 (建物)

当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ
2	210,000	168.00	0.41	14,465,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現 価 率

経過年数6年、経済的全耐用年数34.0年、経済的残存耐用年数28.0年、観察減価及び中古建物の市場性減価50%、残価率0%、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

・ 現価率 = {残価率0% + (1-0%) × (経済的残存耐用年数28.0年 / 経済的全耐用年数34.0年)} × (1-観察減価50%) = 0.41

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	6,227,000	0.10	使用借権	623,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権を使用借権と判定し、その割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	6,227,000	-623,000		0.90	0.70	3,531,000
2	14,465,000	+623,000	1.00	0.90	0.70	9,505,000
一括価格 (合計)						13,036,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：物件1 物件2 0.90 ▲10 建物用途の特殊性考慮

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 那須塩原(県)5-9

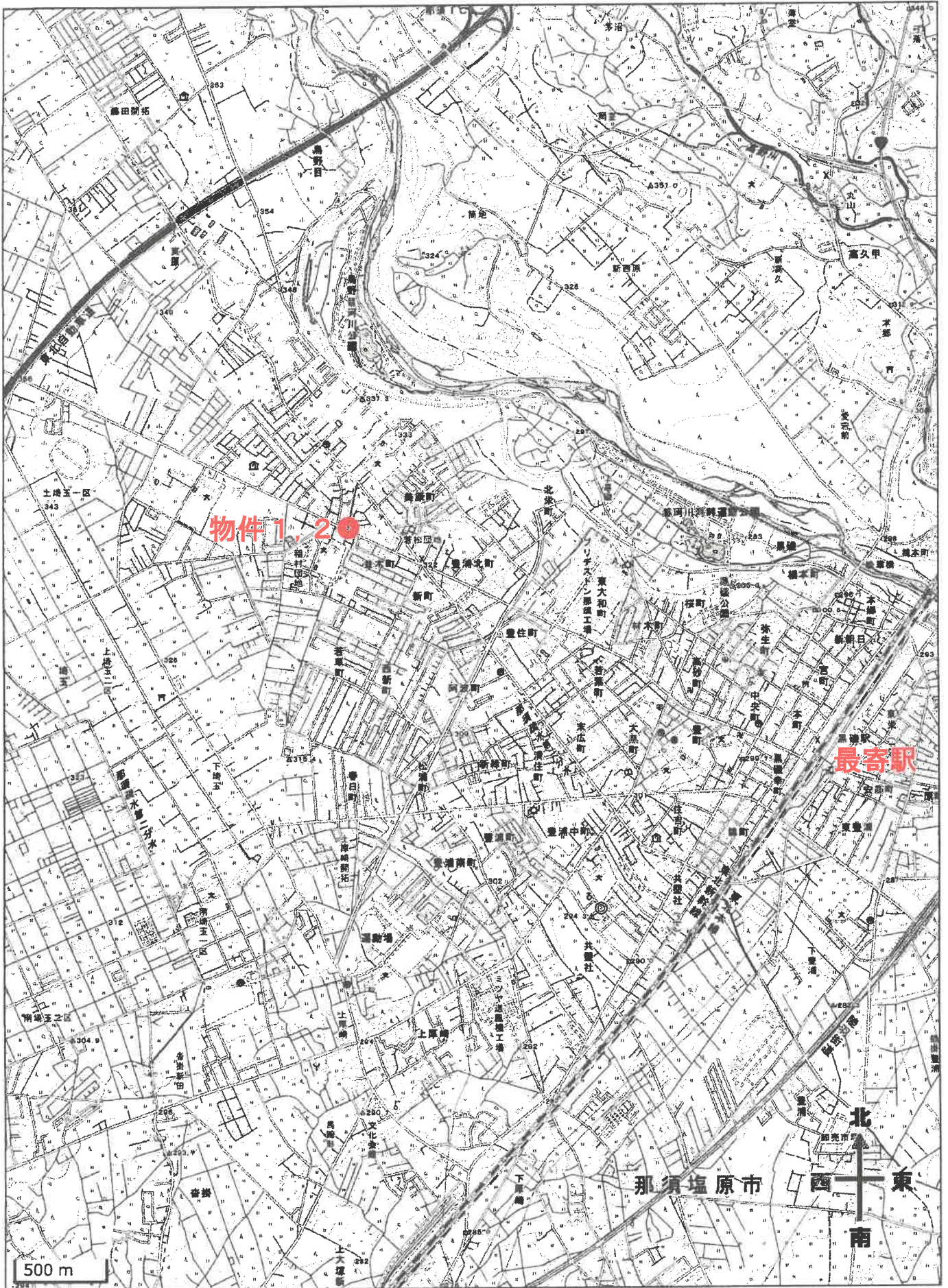
所 在：那須塩原市末広町53番107外
地 目：宅地
価 格：28,700円／m²（対前年変動率 -2.00%）
位 置：J黒磯駅の南西方約1.4km
価 格 時 点：令和7年7月1日
地 積：1,235m²
供給処理施設：水道、下水道
接 面 街 路：北西6.8m市道
用途指定等：非線引都市計画区域 近隣商業地域（建蔽率80%、容積率200%）
準防火
地域の概要：店舗、飲食店の外に金融機関も混在する普通商業地域

ここに上げた参考価格は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。
決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに揚げた額とは、その性質上異なる額
である。

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地番図写
- 4 建物図面写・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上

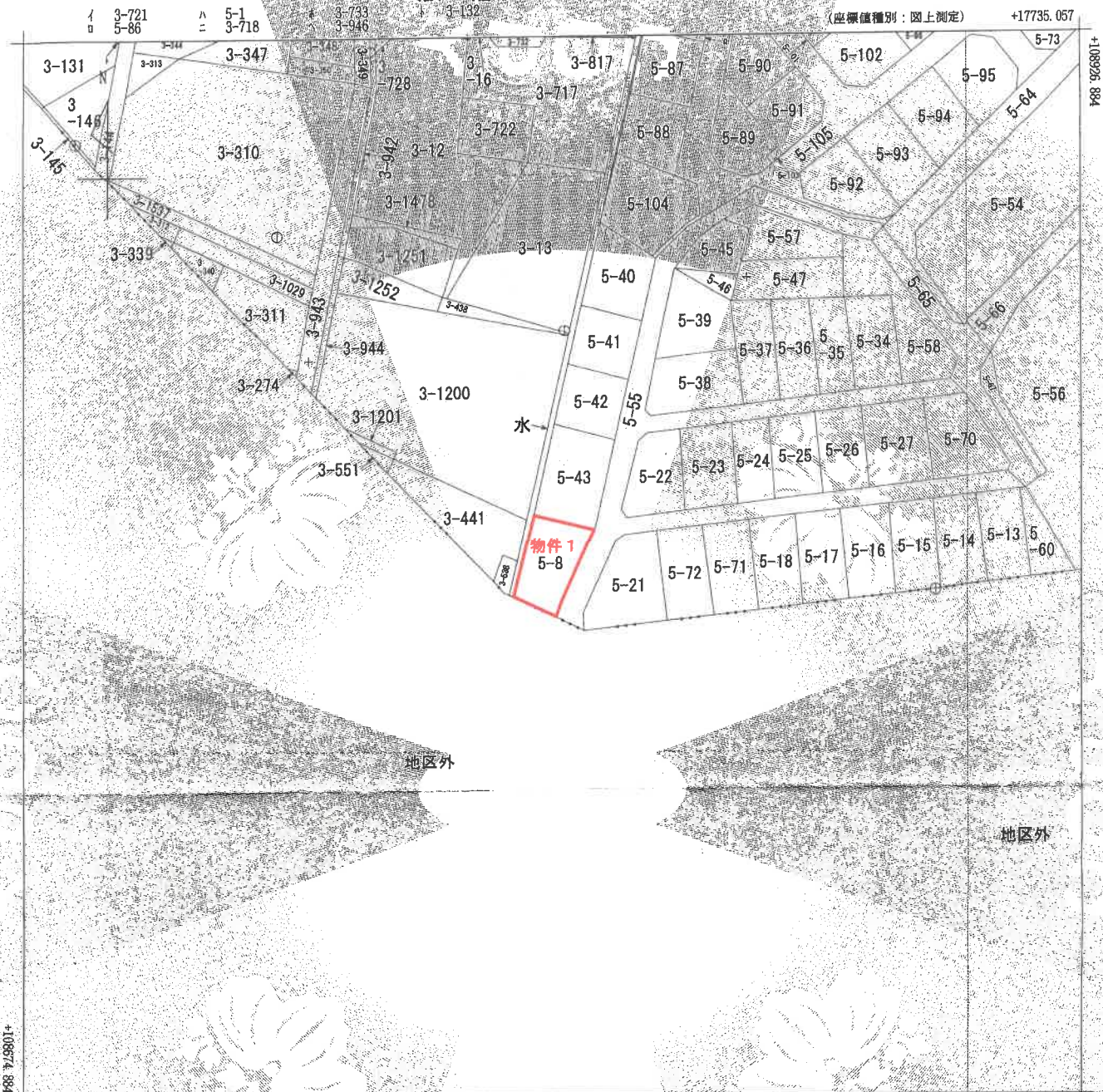


出典：国土地理院発行地形図

A 4 版に縮小コピーにつき縮尺相違

(座標値種別：図上測定)

+17735.057



+17485.057 (座標値種別：図上測定)
 (注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
 (注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(jouhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	那須塩原市東原字天蚕場		地番	5番8	
出力縮尺	1/1000	精度区分	座標系番号は記号	分類	地区に準ずる図面	
作成年月日	昭和40年2月		補記事項	補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方務局大田原支局管轄)
 令和7年6月17日
 さいたま地方務局
 登記官

請求番号：32-1
 (1/1)

地番図写

A 4 版に縮小コピーにつき縮尺相違



那須塩原市現況地番図

公用



固定資産税
賦課資料



この図面は実測して作成したものではありません。

建物図面写
各階平面図写

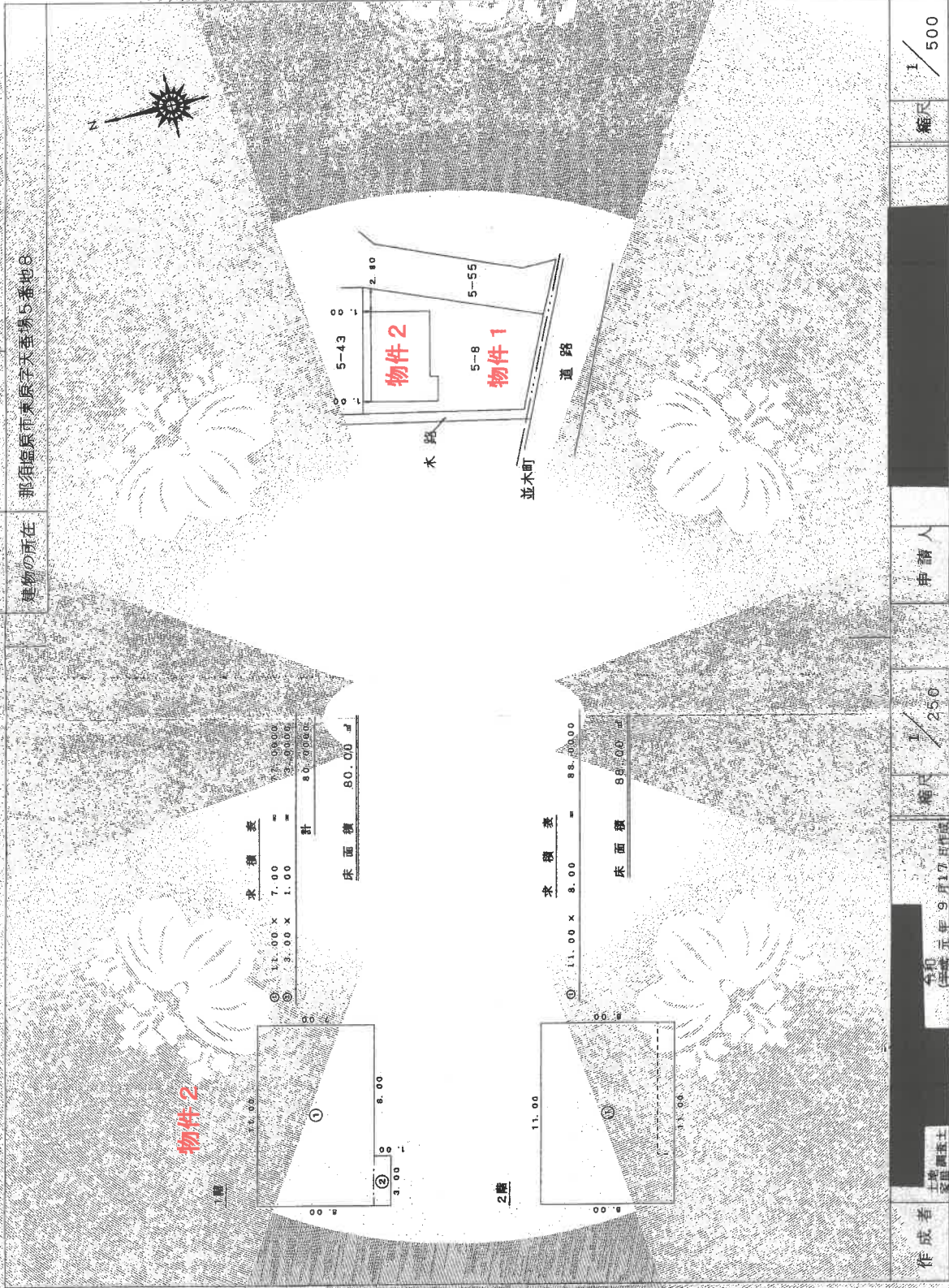
A4版に縮小コピーにつき縮尺相違

建物図面
各階平面図

家屋番号 5番8
建物の所在 那須塩原市東原字天聖塚5番地8

各階平面図

登記年月日：令和7年9月19日



これは図面に記載されている内容を証明した書面である
(念願書地方事務局長 田原 文彦 署名)

令和7年6月17日 さいたま地方事務所 登記官

作成者
土井 剛士
家屋

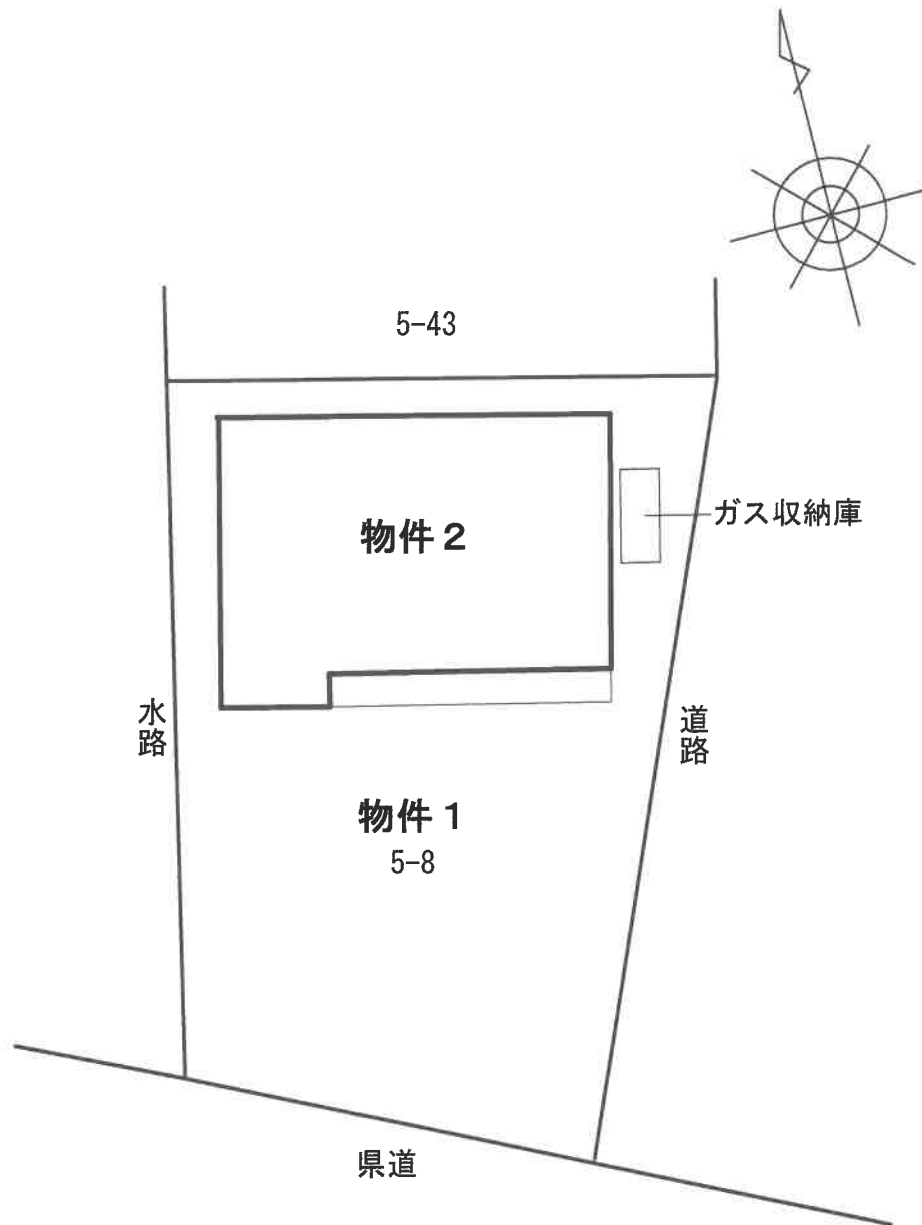
年月日
作成 元年 9月17日

申請人

縮尺 1/500

土地建物位置関係図

物件 1, 2

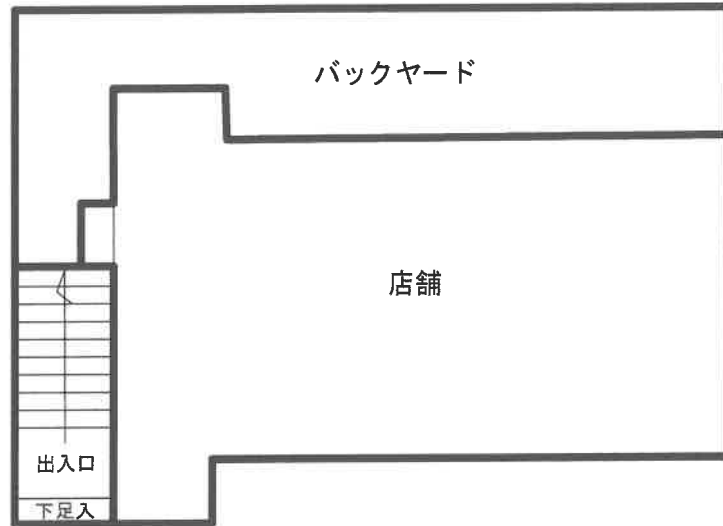


※本図は、概略の参考図であり、正確な形状・面積等を表すものではない。

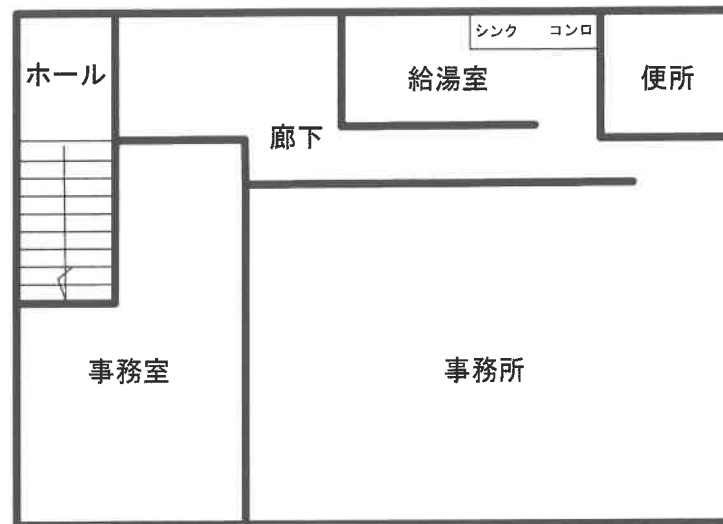
間取図

物件 2

1階



2階



※本図は、概略の参考図であり、正確な形状・面積等を表すものではない。